

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

介護費用保険と税務

Q：個人で介護費用保険に入ろうと思いますが、保険料は税務上何か控除してもらえるのでしょうか。

A：損害保険料控除の対象となります。

【解説】

介護費用保険とは、被保険者が「寝たきり」又は「痴呆」により介護が必要な状態（すなわち「要介護状態」）であるとの医師の診断を受け、その日から要介護状態にある期間が180日を超えた場合に、介護費用等を保険金として支払うものです。

保険契約者本人やその本人と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険者とする、介護費用保険は、所得税における損害保険料控除の対象となります。

①ただし、介護費用保険のうち臨時費用保険に係る保険料は、損害保険料控除の対象とはなりません。

※臨時費用保険とは、介護用車いす、ベッド等の購入費用などを補填する保険のこと。

②満期返れい金のない介護費用保険は、いわゆる短期損害保険契約に該当し、控除限度額は3,000円となります。

③控除の対象となるのは、当該年度の支払保険料の50%だけです。

④積立介護費用保険は、保険料の積立期間が最低10年以上であり、積立期間満了時返れい金の支払いがあることから、これに係る保険料は長期損害保険料控除の対象となる損害保険契約に該当し、控除限度額は15,000円となります。



①満期返戻金を支払う特約があるもので、契約期間が10年以上のもの（長期損害保険）

支払保険料	控除額
10,000円以下	支払保険料の全額
10,000円超 20,000円以下	(保険料× $\frac{1}{2}$)+5,000円
20,000円超	15,000円

②①以外のもの（短期損害保険）

2,000円以下	支払保険料の全額
2,000円超 4,000円以下	(保険料× $\frac{1}{2}$)+1,000円
4,000円超	3,000円

